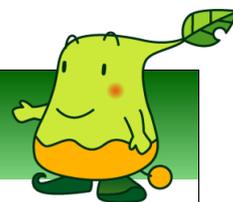


真庭市インターンシップ事業補助制度(概要)



真庭市では、将来を担う優秀な人材の確保及び育成を図るため、市役所にインターンシップとして受け入れた学生等に補助を行っています。

◆ 補助対象者

在学する学校又は教育施設が、真庭市役所でインターンシップを行うことを認めた学生等を対象としています。

◆ 補助対象経費

インターンシップ実施にあたり、次に掲げる経費を負担した場合です。

- (1) 交通費(公共交通機関、自動車での有料道路利用料金等)
- (2) 宿泊費
- (3) 市長が必要と認める経費(※要相談です)

◆ 補助金の額

補助対象者1名につき、次の①②いずれか少ない方の額になります。(予算の範囲内)

- ① 5,000円×受入日数
- ② 補助対象経費の合計

◆ 申請方法

インターンシップ開始の10日前までに「真庭市インターンシップ事業補助金交付申請書(様式第1号)」と添付書類を提出してください。

【添付書類】

- (1) 真庭市インターンシップ実習申込書の写し
- (2) 補助対象経費(概算)の根拠書類
〔 宿泊費…予約表やインターネットの予約画面のコピーなど
 交通費…インターネットで検索したルート料金表など 〕

◆ 補助金交付までの流れ



※実績報告の際に、補助対象経費を負担したことが分かる書類の提出が必要です。
領収書・明細書などは大切に保管してください。

